

空港の指定管理者評価委員会

日時： 令和5年7月23日（火）
14時30分～15時30分
場所： 都庁第二本庁舎10階北側 206会議室

次 第

1 開 会

2 委員の御紹介、委員会の成立

3 議 事

- （1） 委員長の選出
- （2） 指定管理者の管理運営状況等の評価等について
- （3） その他

4 閉 会

【資料】

評価委員名簿

座席表

空港の指定管理者評価委員会設置要綱

資料1「八丈島空港の管理について」

資料2「指定管理者の評価について」

資料3「一次評価基準」

資料4「空港の指定管理者に係る評価結果（一次評価）」

資料5「空港の指定管理者に係る二次評価（案）」

参考資料 ・ 八丈島空港指定管理年度実績（令和5年度）
・ 経営基盤計算書

空港の指定管理者評価委員会 委員名簿

氏 名	職 名 等
金子 邦博	公認会計士
香川 裕彦	一般社団法人東京諸島観光連盟専務理事
飯島 太郎	全日本空輸株式会社 ネットワーク部部長代理

空港の指定管理者評価委員会設置要綱

制定 平成 29 年 5 月 31 日付 29 港島管第 80 号

改正 令和 3 年 3 月 23 日付 2 港島管第 1209 号

(設 置)

第 1 東京都営空港条例(昭和 37 年東京都条例第 53 号。以下「条例」という。)

第 16 条第 2 項の規定に基づき、条例第 2 条に規定する空港の指定管理者として指定を受けた者(以下「指定管理者」という。)が実施した施設の管理運営状況等を東京都港湾局長(以下「局長」という。)が評価するため、空港の指定管理者管理運営状況等の評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 評価委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例、東京都営空港条例施行規則(昭和 37 年東京都規則第 76 号)その他の規程、空港指定管理者選定要項、空港の管理運営基準及び空港の管理に関する基本協定等に基づく、指定管理者が実施した施設の管理運営状況等の評価
- (2) 特命要件の状況の継続に関して評価委員会に付議された事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、評価を行うに当たり必要な事項

(組 織)

第 3 評価委員会は、次に掲げるもののうち、局長が委嘱する委員 3 名により組織する。

- (1) 公認会計士(1 名)
- (2) 学識経験者(2 名)

2 委員長は、前項の委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

(委員長の職務及び代理)

第 4 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、第 3 の 1 の委員のうちから、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(任 期)

第 5 委員の任期は、局長から委嘱を受けた日から当該委嘱に係る指定管理者の評価について港湾局が公表する日までとする。

(評価委員会)

第 6 評価委員会は、局長が招集する。

2 評価委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4 評価委員会は、非公開の根拠が、個人のプライバシー保護、企業秘密保護及び法令等による公開禁止である場合を除き、原則公開とする。

(守秘義務)

第 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶 務)

第 8 評価委員会の庶務は、東京都港湾局離島港湾部管理課において行う。

(その他)

第 9 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 23 日から施行する。

八丈島空港の管理について

資料 1

1 概要

- 東京都営空港条例を、平成27年3月に一部改正し、平成28年4月より指定管理者制度を導入した。指定管理者制度導入以前は八丈島空港の管理・運営は、都の職員により直営で行ってきた。
- 指定管理者：八丈島空港ターミナルビル株式会社（以下「HAT」とする。）（特命）
- 指定の期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

2 指定管理者の業務

- 空港の運営管理（企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応、安全管理業務、利用者満足度調査、利用促進活動、禁止行為に対する注意・指導等）
- 空港施設の維持管理（空港土木、空港土木施設の付帯施設、航空灯火、空港内の管理施設、駐車場施設、緑地管理、安全の確保、清掃、施設保守点検、設備等法定点検、維持補修）
- 空港の法的管理（使用許可・空港使用届出及び空港使用許可申請の受付業務・使用料の徴収事務等に限る。）
- 災害時・緊急時対応（待機連絡体制確保、避難誘導、被害調査・報告、応急措置等）
- 事故対応（関係機関への報告、被害者対応等）

3 八丈島空港について

- 八丈島空港は、八丈島の航空輸送を確保し、もって島民の生活安定、産業の振興等に資することを目的として、昭和37年5月に最初の都営空港として供用開始している。
- 八丈島空港は、八丈島の中央部に位置し、八丈島と本土を結んでいる空港であり、船舶に比べて航空機による渡航が多く、島の玄関口として大きな役割を果たしている。
- 昭和57年4月に伊豆諸島で最初にジェット化した空港であり、現在、東京国際空港（羽田空港）との間に、1日3便ジェット機が就航している。また、八丈島空港は青ヶ島、御蔵島、三宅島、大島、利島を結ぶヘリコプター「愛らんどシャトル」の拠点となっている。
- 空港ターミナルビルはHATの所有であり、空港管理事務所としてこのビルの一部を都が借用している（土地は東京都所有でHATに使用許可している。）。

○定期便使用実績

	就航便数	旅客人数(人)	貨物量(kg)
平成31年	1,044	199,701	907,599
令和2年	709	106,898	514,923
令和3年	711	105,528	444,537
令和4年	1,003	166,926	626,006
令和5年	1,039	194,679	644,689

4 特命理由

- 当該施設は東京の南方海上約290kmに位置する八丈町にあり、地理的に事業者の参入機会が限定される地域にある。
- 当該施設には、HATが八丈島空港ターミナルビルを設置し運営しており、地元空港の拠点ターミナルとしての機能を有し、当該施設として一体的なものとなっている。
- 八丈島と本土との空の玄関口として日々利用され、島民にとって、航空路は本土との中心的公共交通機関となっていることから、島民との調整が重要となっている。また、当該施設を利用している航空事業者等との調整、総合協力等も重要であり、それらの対応を効果的・効率的に処理する必要がある。これを実現するのは、当該施設の利用調整や安全管理、施設の維持管理に十分な実績とノウハウをもっているHAT以外にはいない。

5 HATについて

- 所 在：東京都八丈島八丈町大賀郷2839-2
- 設 立：昭和55年7月24日
- 資本金：3億円
- 事業内容：貸室賃貸業、航空機・航空旅客・航空貨物等の地上取扱業務、空港管理業務、レストラン業、その他附帯事業
- 社員数：50名（令和6年3月現在）

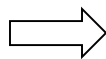


資料 2

指定管理者の評価について

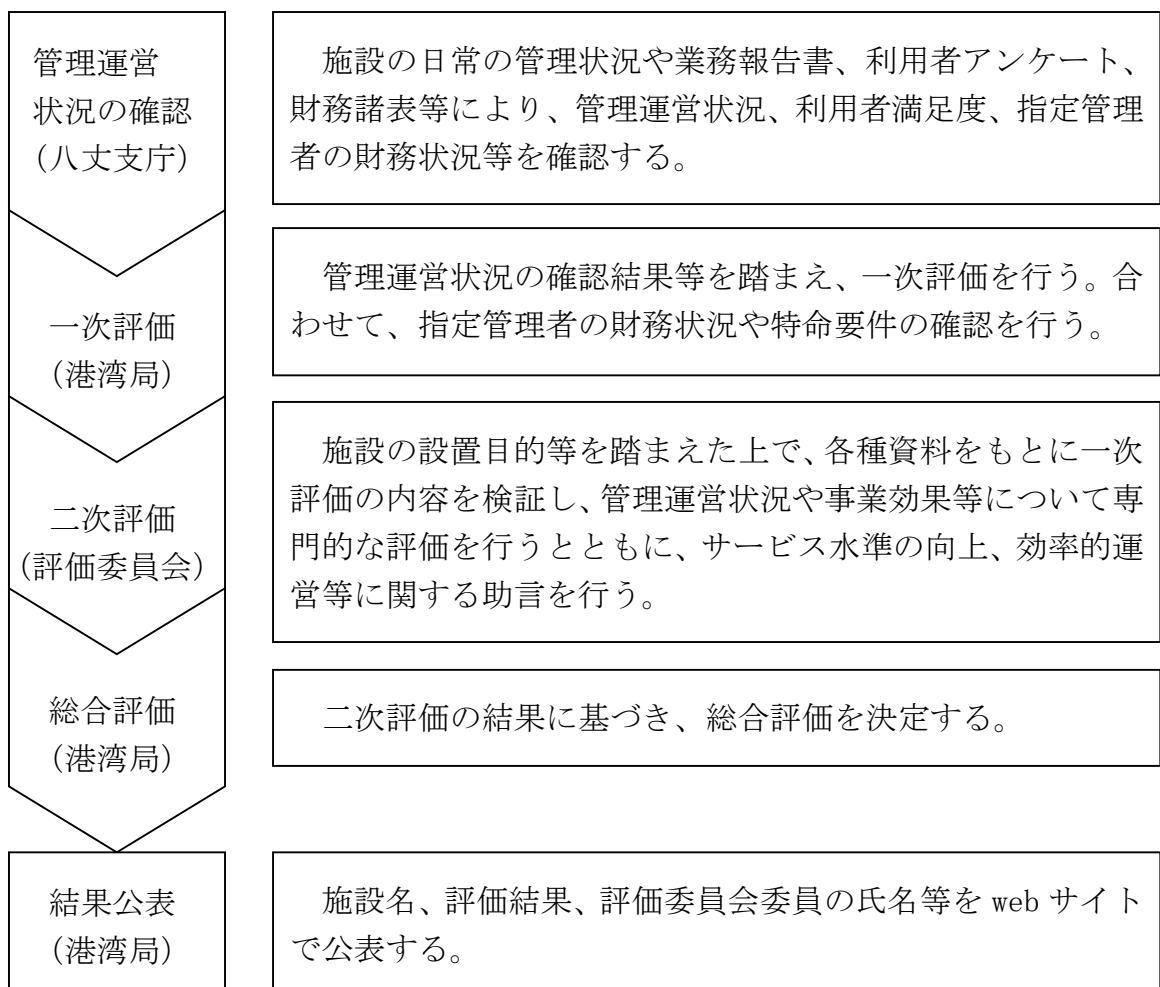
評価の目的

- 協定記載業務の履行、指定管理者が守るべき事項の遵守を確認
- サービス実施状況、利用者満足度等をチェックし、管理運営業務に反映



利用者サービスの一層の向上
施設運営の継続的な改善

評価の流れ



一次評価基準

資料 3

大項目	中項目	確認項目	評価資料	評価の観点	評価基準
管理状況	適切な管理の履行	人員配置	評価報告書 年間作業計画書・実績書 ヒアリング	計画に対する実績	確認項目ごとに別紙2-2における項目を「適正」、「一部不適正」、「不適正」の3段階で評価する。全ての項目について「適正」であり、かつ特筆すべき取組を行っていれば「水準を上回る」、全ての項目について「適正」であるが、特筆すべき取組がない場合は「水準どおり」、「一部不適正」及び「不適正」が一つでもある場合、「水準を下回る」とする。
		人材育成の取組			
		施設の使用許可等			
		場内管理			
		施設管理			
		運用管理			
		施設の清掃			
	安全性の確保	防災への配慮	評価報告書 ヒアリング	協定基準等の遵守	確認項目ごとに別紙2-3における項目を「適正」、「一部不適正」、「不適正」の3段階で評価する。全ての項目について「適正」であり、かつ特筆すべき取組を行っていれば「水準を上回る」、全ての項目について「適正」であるが、特筆すべき取組がない場合は「水準どおり」、「一部不適正」及び「不適正」が一つでもある場合、「水準を下回る」とする。
		防犯への配慮			
		緊急時対策			
		施設・設備管理に関する書類等の整理			
		事故への対応			
	法令等の遵守	個人情報保護の取組	評価報告書 管理状況調査チェックシート	協定基準の遵守	確認項目ごとに別紙2-4における項目を「適正」、「一部不適正」、「不適正」の3段階で評価する（該当がない場合「該当なし」とする。）。全ての項目について「適正」であり、かつ特筆すべき取組を行っていれば「水準を上回る」、全ての項目について「適正」であるが、特筆すべき取組がない場合は「水準どおり」、「一部不適正」及び「不適正」が一つでもある場合、「水準を下回る」とする。
		情報公開の取組	評価報告書 ヒアリング		
		各種法令等の遵守	管理状況調査チェックシート	適正文書・情報管理	
		利用記録等各種情報の管理	評価報告書 ヒアリング	適正な対応	
		情報事故への対応	評価報告書 ヒアリング	適正な対応	
	適切な財務・財産管理	収支状況	収支決算報告書	適正な予算管理	委託料に対する収支差額比率が±10%未満の範囲であれば「水準どおり」とする。それ以外の場合は「水準を下回る」とする（別紙2-5）。
		経理処理	管理状況調査チェックシート	適正な処理	別紙2-5における項目を「適正」、「一部不適正」、「不適正」の3段階で評価する。全ての項目について「適正」であり、かつ特筆すべき取組を行っていれば「水準を上回る」、全ての項目について「適正」であるが、特筆すべき取組がない場合は「水準どおり」、「一部不適正」及び「不適正」が一つでもある場合、「水準を下回る」とする。
		都有財産等（物品・現金等）の管理			
		経理・現金に関する書類等の管理			
事業効果		事業の取組	利用者サービス向上に向けた取組	評価報告書	PDCAサイクルに沿った取組
	利用促進への取組（広報、PR等）				
	利用の状況	利用件数（環境の変化など外部要因を考慮）	空港使用実績	空港利用件数	5過年度分の利用実績平均±10%以内の範囲を水準とする（別紙2-7）。
	利用者の反応	職員の接客対応	利用者アンケート	利用者の評価に対する取組	各項目ごとに、利用者の評価に対して、適切に対応しており、かつ特筆すべき対応を行っていれば「水準を上回る」、適切に対応しているが、特筆すべき取組がない場合は「水準どおり」、対応が不十分であれば「水準を下回る」とする。
		施設設備の状況			
	利用条件				
	行政目的の達成	施設の目的達成	評価報告書	関係機関との連携	関係機関と連携を図ることにより、著しい成果や効果を発揮した場合は「水準を上回る」、関係機関と連携を図ることにより、円滑に計画の策定や業務を遂行した場合は「水準どおり」、関係機関と効果的な連携が図れなかった場合は「水準を下回る」とする（別紙2-8）。

大項目		中項目		確 認 項 目				
管理状況	適切な管理の履行	協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか	配 点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点		
		人員配置（配置数、配置箇所、専門性等）	×1		○			
		人材育成の取組（専門性向上、接遇向上等）	×1		○			
		施設の使用許可等（適正な手続き処理）	×1		○			
		場内管理（緑地管理等）	×1		○			
		施設管理（空港土木施設、航空灯火、空港内設備等）	×1		○			
		運用管理（運用業務、空港警備、鳥獣防除、駐車場等）	×1		○			
		施設の清掃	×1		○			
	【評価の内容】 事業計画・各種基準に基づき適切に管理をしている。 空港運用と灯火の安全目標をいずれも達成し、安全な空港運営に努めていた。 駐車場改修に伴い利用ルールの周知に力を入れており、案内の充実やXでの投稿など創意工夫が見られた。							
	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか	配 点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点		
		防災への配慮（安全管理活動を含む）	×1		○			
		防犯への配慮	×1		○			
		緊急時対策（航空機不法事等対策、救急患者ヘリ時間外対応を含む）	×1		○			
		施設・設備管理に関する書類等の整理	×1		○			
		事故への対応	×1		○			
	【評価の内容】 各種点検・訓練を適宜実施し、安全性の確保に努めている。							
	法令等の遵守	個人情報保護、報告等は適切に行われているか	配 点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点		
		個人情報保護の取組（内部規定の策定、研修等）	×1		○			
		情報公開の取組（都への協力）	×1		○			
		各種法令等の遵守	×1		○			
		利用記録等各種情報の管理	×1		○			
		情報事故への対応	×1		○			
【評価の内容】 関係法令を遵守し、適正に管理している。								
適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか	配 点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点			
	収支状況	×1		○				
	経理処理	×1		○				
	都有財産等（物品・現金等）の管理	×1		○				
	経理・現金に関する書類等の管理	×1		○				
	【評価の内容】 現金や貸与物品等について、適切に管理している。							

事業効果	事業の取組	事業計画どおりのサービスが提供されているか	配 点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
		利用者サービス向上に向けた取組	×2		○	
		利用促進への取組（広報、PR等）	×2	○		
		【評価の内容】 計画されていた事業を着実に実施するとともに、新型コロナウイルスの影響等で中止となっていた空の日イベントを事務局として積極的に取り組み、800名来場があった。その他空港管理の業務内容や灯火に関する展示を実施し、航空に対する理解と関心を高めた。				
	利用の状況	事業計画どおりの利用状況となっているか	配 点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
		利用件数（環境の変化など外部要因を考慮）	×2	○		
		【評価の内容】 定期便の着陸回数がコロナ前の水準に戻り、空港全体の着陸回数としては5か年の平均比＋10％を達成した。				
	利用者の反応	利用者の満足を得られているか。	配 点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
		職員の接客対応	×2		○	
		施設設備の状況	×2		○	
		利用条件	×2		○	
		【評価の内容】 個人利用者の満足度は高評価を維持している。				
	行政目的の達成	行政と連携を図り施設の目的を達成しているか。	配 点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
		施設の目的達成（関係機関との連携）	×2		○	
【評価の内容】 東京都事業の八丈島スマートモビリティサービス実証事業におけるトライク設置や自動運転バスの停留所設置など空港の利便性向上に向けた取組に協力した。 また、東京都事業の外国人富裕層の向けファムトリップの実施に協力し、ビジネスジェットの受入を行った。						

特記事項	特に無し
要改善事項等	特に無し

【一次評価結果】

評点	標準点	評価基準				一次評価結果	得点	B
		S	A	B	C			
	35点	47点以上	44点以上 46点以下	31点以上 43点以下	30点以下		39点	

【確認事項】

指定管理者の財務状況	指定管理者の令和5年度の財務諸表により、組織運営の健全性が確保され、事業継続に支障がないことを確認した。
特命要件の継続	(1) 指定管理者による管理の対象となる施設は、東京の南方海上約290kmに位置する八丈町にあり、地理的に事業者の参入機会が限定される地域である。 (2) 当該施設は、専門的な知識が必要となる空港の運用・保安対策等に加え、航空機が安全運航するための管理運営が必須であるという特殊性があり、また、八丈島と本土を結ぶ空港としての機能を損なわず適切に施設を管理するためには、当該施設に八丈島空港ターミナルを昭和57年に設置し、業務を行ってきている八丈島空港ターミナルビル株式会社(以下「HAT」という。)に指定することが最適である。 (3) HATは、当該施設の安全及び維持の管理に十分な実績と空港管理・運用業務のノウハウを持ち、航空事業者等との利用調整の経験を有し、また、空港の保安対策ではこれまで東京都と協力し対応を図ってきている。 以上、3つの特命要件について継続していることを確認した。

令和5年度 八丈島空港の利用についてのアンケート

	回答日	Q1						Q2							Q3
		性別	年齢	住所	利用目的	利用機体	利用状況	電話対応	窓口対応	空港使用 料金の徴 収事務対 応	スポットの 分かりや すさ	空港施設 の使いや すさ	空港施設 のきれいさ	全体の満 足度	自由記入欄
1	4/9	男	40~50代	島外	その他	小型機	着陸	5	5	5	5	5	5	5	
2	4/9	男	60歳~	島外	観光	小型機	着陸	5	5	5	3	4	4	4	
3	5/3	男	40~50代	島外	その他	小型機	着陸	5	5	5	5	5	5	5	
4	6/7	男	40~50代	島外	仕事	小型機	着陸/停留	5	5	3	3	3	3	4	
5	7/16	男	60歳~	島外	観光	小型機	着陸	5	5	5	5	5	5	5	
6	8/24	男	20~30代	島外	仕事	回転翼	着陸	5	5	5	5	5	5	5	
7	9/13	男	60歳~	島外	観光	小型機	着陸	5	5	5	5	5	5	5	
8	12/10	男	40~50代	島外	観光	小型機	着陸	5	5	5	5	5	5	5	
9															
10															
11															
令和5年度アンケート評価平均値								5.00	5.00	4.75	4.50	4.63	4.63	4.75	

Q3 自由記入欄コメント

- ・SPOTの文字がわかりにくい
- ・いつも気持ちよく利用させていただいてます。

空港の指定管理者に係る二次評価（案）

○施設名：東京都八丈島空港

○指定管理者名：八丈島空港ターミナルビル株式会社（特命）

○指定期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

○令和5年度評価結果：下表のとおり

項目	評価内容
二次評価	B
管理状況	・年間事業計画のとおり、適切に管理が行われている。 ・業務マニュアルの充実化を図り、人材育成に努めている。 ・バードスweepについて、新たな機材の試行や実施回数を増やすなど、力を入れて取り組んでいる。
事業効果	・空港において開催された空の日イベントについて、その実行委員会事務局として積極的に調整、取りまとめを行うなど、イベントを通じて空港への理解促進を図る取組みを実施している。 ・利用者アンケートにより、概ね高評価を得ている。

空港の指定管理者評価委員会

(参考資料)

*****目次*****

	ページ
○八丈島空港指定管理年度実績（令和5年度）	
・ 人員配置 計画、実績	2
・ 年度収支決算	3
○経営基盤計算書	6

令和 5 年度

八丈島空港指定管理年度実績

内 容

- ・ 人員配置 計画、実績
- ・ 収支決算報告
- ・ 委託費（維持管理経費）積算内訳
- ・ 年度決算内訳（事業費（指定管理者分）執行状況）
- ・ 管理運営実施計画兼実績
- ・ 指定管理業務年次実績報告書

指定管理者
八丈島空港ターミナルビル株式会社

人員配置 計画、実績

施設別内訳<八丈島空港管理事務所>

1/2 枚

【令和5年度計画】

	管理組織		役職	担当業務内容 (具体的に)	能力、資格、実務経験年数等	雇用形態			一週間の 勤務時間	備考
	八丈島空港	本社等				常勤	非常勤	その他		
1		○	業務部 部長	(指定管理 総括責任者)	指定管理者管理責任者1年、総括責任者4年、その他ハンドリング業務約17年、空港運用管理Ⅱ受講、刈払講習	○			10	
2		○	企画特命担当課長	(指定管理 空港管理責任者)	指定管理者管理責任者4年、その他ハンドリング業務約23年、空港運用管理Ⅱ受講、刈払講習	○			25	
3	○		空港管理課 八丈島担当課長	(空港管理事務所 所長) 業務全般の責任者	実務経験 7年11ヶ月 (うち管理事務所長2年、所長代理5年)、空港運用管理Ⅰ・Ⅱ、灯火管理Ⅰ・Ⅱ受講、電気工事士2種、電気主任技術者3種、乙4種危険物、刈払講習	○			38.75	
4	○		空港管理課 マネージャー	(空港管理事務所 所長代理) 業務全般の責任者補助・電気関係担当等	実務経験 3年0ヶ月 (管理事務所所長代理2年)、その他空港ハンドリング業務経験7ヶ月、空港運用管理Ⅱ・灯火管理Ⅰ受講、刈払講習、チェーンソー講習	○			38.75	
5	○		空港管理課 アシスタントマネージャー	(空港管理事務所 所長代理) 業務全般の責任者補助・規程関連・経理等	実務経験 3年6ヶ月、空港運用管理Ⅱ受講、乙4種危険物、刈払講習	○			38.75	
6	○		空港管理課 八丈島担当課長	業務全般	実務経験 約15年(うち空港管理事務所長5年)、その他ハンドリング業務17年、空港運用管理Ⅰ・Ⅱ、灯火管理Ⅰ受講、刈払講習	○			38.75	
7	○		空港管理課 マネージャー	業務全般・施設関係担当等	実務経験 2年0ヶ月 (管理事務所所長代理2年)、その他ハンドリング業務8年、空港運用管理Ⅱ受講、刈払講習、チェーンソー講習	○			38.75	
8	○		空港管理課 アシスタントマネージャー	業務全般・規程関連・立入申請等	実務経験8年5ヶ月、空港運用管理Ⅰ・Ⅱ受講、刈払講習	○			38.75	
9	○			業務全般・施設関係担当等	実務経験1年0ヶ月、その他ハンドリング業務2年0ヶ月、空港運用管理Ⅰ受講、刈払講習、チェーンソー講習	○			38.75	
10	○			業務全般・作業等	実務経験13年、その他ハンドリング業務約23年、空港運用管理Ⅰ・Ⅱ受講、刈払講習	○			38.75	

※経験年数等は計画・実績とも令和5年4月1日時点のものを記載

【令和5年度配置】

令和5年4月1日～令和5年6月30日

	管理組織		役職	担当業務内容 (具体的に)	能力、資格、実務経験年数等	雇用形態			一週間の 勤務時間	備考
	八丈島空港	本社等				常勤	非常勤	その他		
1		○	業務部 部長	(指定管理 総括責任者)	指定管理者管理責任者1年、総括責任者4年、その他ハンドリング業務約17年、空港運用管理Ⅱ受講、刈払講習	○			10	
2		○	企画特命担当課長	(指定管理 空港管理責任者)	指定管理者管理責任者4年、その他ハンドリング業務約23年、空港運用管理Ⅱ受講、刈払講習	○			25	
3	○		空港管理課 八丈島担当課長	(空港管理事務所 所長) 業務全般の責任者	実務経験 7年11ヶ月 (うち管理事務所長2年、所長代理5年)、空港運用管理Ⅰ・Ⅱ、灯火管理Ⅰ・Ⅱ受講、電気工事士2種、電気主任技術者3種、乙4種危険物、刈払講習	○			38.75	
4	○		空港管理課 マネージャー	(空港管理事務所 所長代理) 業務全般の責任者補助・電気関係担当等	実務経験 3年0ヶ月 (管理事務所所長代理2年)、その他空港ハンドリング業務経験7ヶ月、空港運用管理Ⅱ・灯火管理Ⅰ受講、刈払講習、チェーンソー講習	○			38.75	
5	○		空港管理課 アシスタントマネージャー	(空港管理事務所 所長代理) 業務全般の責任者補助・規程関連・経理等	実務経験 3年6ヶ月、空港運用管理Ⅱ受講、乙4種危険物、刈払講習	○			38.75	
6	○		空港管理課 八丈島担当課長	業務全般	実務経験 約15年(うち空港管理事務所長5年)、その他ハンドリング業務17年、空港運用管理Ⅰ・Ⅱ、灯火管理Ⅰ受講、刈払講習	○			38.75	
7	○		空港管理課 マネージャー	業務全般・施設関係担当等	実務経験 2年0ヶ月 (管理事務所所長代理2年)、その他ハンドリング業務8年、空港運用管理Ⅱ受講、刈払講習、チェーンソー講習	○			38.75	
8	○		空港管理課 アシスタントマネージャー	業務全般・規程関連・立入申請等	実務経験8年5ヶ月、空港運用管理Ⅰ・Ⅱ受講、刈払講習	○			38.75	
9	○			業務全般・施設関係担当等	実務経験1年0ヶ月、その他ハンドリング業務2年0ヶ月、空港運用管理Ⅰ受講、刈払講習、チェーンソー講習	○			38.75	
10	○			業務全般・作業等	実務経験13年、その他ハンドリング業務約23年、空港運用管理Ⅰ・Ⅱ受講、刈払講習	○			38.75	

【令和5年度配置】

令和5年7月1日～令和6年3月31日

	管理組織		役職	担当業務内容 (具体的に)	能力、資格、実務経験年数等	雇用形態			一週間の 勤務時間	備考
	八丈島空港	本社等				常勤	非常勤	その他		
1		○	業務部 部長	(指定管理 総括責任者)	指定管理者管理責任者1年、総括責任者4年、その他ハンドリング業務約17年、空港運用管理Ⅱ受講、刈払講習	○			10	
2		○	総務課 総務担当課長	(指定管理 空港管理責任者)	指定管理者管理責任者4年、その他ハンドリング業務約23年、空港運用管理Ⅱ受講、刈払講習	○			25	
3	○		空港管理課 八丈島担当課長	(空港管理事務所 所長) 業務全般の責任者	実務経験 7年11ヶ月 (うち管理事務所長2年、所長代理5年)、空港運用管理Ⅰ・Ⅱ、灯火管理Ⅰ・Ⅱ受講、電気工事士2種、電気主任技術者3種、乙4種危険物、刈払講習	○			38.75	
4	○		空港管理課 マネージャー	(空港管理事務所 所長代理) 業務全般の責任者補助・電気関係担当等	実務経験 3年0ヶ月 (管理事務所所長代理2年)、その他空港ハンドリング業務経験7ヶ月、空港運用管理Ⅱ・灯火管理Ⅰ受講、刈払講習、チェーンソー講習	○			38.75	
5	○		空港管理課 アシスタントマネージャー	(空港管理事務所 所長代理) 業務全般の責任者補助・規程関連・経理等	実務経験 3年6ヶ月、空港運用管理Ⅱ受講、乙4種危険物、刈払講習	○			38.75	
6	○		空港管理課 マネージャー	業務全般・施設関係担当等	実務経験 2年0ヶ月 (管理事務所所長代理2年)、その他ハンドリング業務8年、空港運用管理Ⅱ受講、刈払講習、チェーンソー講習	○			38.75	
7	○		空港管理課 アシスタントマネージャー	業務全般・規程関連・立入申請等	実務経験8年5ヶ月、空港運用管理Ⅰ・Ⅱ受講、刈払講習	○			38.75	
8	○			業務全般・施設関係担当等	実務経験1年0ヶ月、その他ハンドリング業務2年0ヶ月、空港運用管理Ⅰ受講、刈払講習、チェーンソー講習	○			38.75	
9	○			業務全般・作業等	実務経験13年、その他ハンドリング業務約23年、空港運用管理Ⅰ・Ⅱ受講、刈払講習	○			38.75	
10	○			業務全般・作業等	実務経験0年1ヶ月 (他空港勤務経験 約5年)、空港運用管理Ⅰ・Ⅱ受講	○			38.75	

令和5年度 八丈島空港管理事務所 収支決算報告

(単位 : 円)

項 目		主な用途	計画額			実績額			摘 要
			税抜き	消費税	計	税抜き	消費税	計	
収 入	収入合計		164,348,000	16,434,800	180,782,800	164,348,000	16,434,800	180,782,800	
	都委託料		164,348,000	16,434,800	180,782,800	164,348,000	16,434,800	180,782,800	東京都委託料
	利用料金収入		0	0	0	0	0	0	
支 出	人件費	現場に配置される職員等の経費(給与、法定福利費、福利厚生費、退職引当金など)	53,000,000	5,300,000	58,300,000	51,484,577	---	51,484,577	
	常勤職員		53,000,000	5,300,000	58,300,000	51,484,577	---	51,484,577	
	非常勤職員	パート、アルバイトなど	0	0	0	0	---	0	
	その他	派遣職員など	0	0	0	0	---	0	
	事業費	管理運営を行っていくための直接的経費	101,282,000	10,128,200	111,410,200	94,897,996	9,444,899	104,342,895	
	光熱水費	電気・水道・燃料費	6,500,000	650,000	7,150,000	5,122,534	512,389	5,634,923	
	消耗品費等	事務消耗品、備品、施設修繕費、被服費など	2,585,000	258,500	2,843,500	2,627,092	262,164	2,889,256	
	役務費等	自動車任意保険、通信費、リース費など	2,722,000	272,200	2,994,200	2,066,286	173,385	2,239,671	
	委託費	維持管理経費	85,285,000	8,528,500	93,813,500	80,824,400	8,079,640	88,904,040	
		緊急対応等経費	3,600,000	360,000	3,960,000	3,873,000	387,300	4,260,300	
	その他経費	空港運用管理研修、鳥獣防止対策費、車検(1台分)、工具など	590,000	59,000	649,000	384,684	30,021	414,705	
	間接費		10,066,000	1,006,600	11,072,600	12,075,603	---	12,075,603	
						---	6,989,901	6,989,901	納付消費税(国庫)
	支払合計					158,458,176	16,434,800	174,892,976	
収支差額(税込み)			0	0	0	5,889,824	0	5,889,824	最終損益

八丈島空港空港管理事務所

委託費(維持管理経費)積算内訳(5年度)

税抜き(単位:千円)

分類		作業の種類		計画額	実績額
緑地管理	緑地管理	除草	41,869	39,000	
		草刈			
		芝生手入			
		駐車場階段周囲除草	0	30	
		浸透池伐採作業	0	330	
小 計				41,869	39,360.0
施設管理	建築物管理	管理事務所ほか	清掃	588	540
	設備管理	航空灯火等の維持管理業務	施設点検作業	31,157	29,100
		灯火監視制御設備維持管理		5,631	5,595.6
		受変電設備維持管理		2,761	3,145
		自家発電設備維持管理		1,576	1,650
		地下タンク設備維持管理		383	290
		浄化槽点検管理		270	243.8
		消防庁舎空調維持管理		350	220
		ITVカメラ維持管理		700	680
小 計			43,416	41,464.4	
合 計			85,285	80,824.4	

※委託費(維持管理経費)積算内訳は外注する委託作業のみ経費金額を記入すること。委託しない場合は金額を0とすること。

経営基盤計算書

(単位:円)

	31(元)年度	2年度	3年度	4年度	5年度
経営資本	1,442,219,584	1,310,934,086	1,296,305,616	1,307,338,661	1,310,498,251
資産合計	1,571,166,154	1,385,567,518	1,372,115,925	1,382,806,996	1,415,912,241
建設仮勘定	57,572,200	0	0	0	0
投資等	71,374,370	74,633,432	75,810,309	75,468,335	105,413,990
売上高	611,296,374	536,044,482	572,349,318	620,561,607	631,238,489
営業利益	58,013,673	4,344,348	43,728,958	38,301,590	39,037,417
流動資産	680,287,766	495,384,998	536,702,955	602,876,117	658,034,303
固定資産	890,878,388	890,182,520	835,412,970	779,930,879	757,877,938
流動負債	299,651,547	112,900,322	89,381,908	87,247,288	103,818,350
固定負債	246,433,621	233,491,356	209,246,359	196,304,809	184,765,509
負債合計	546,085,168	346,391,678	298,628,267	283,552,097	288,583,859
資本合計	1,025,080,986	1,039,175,840	1,073,487,658	1,099,254,899	1,127,328,382
固定負債・資本合計	1,271,514,607	1,272,667,196	1,282,734,017	1,295,559,708	1,312,093,891
負債・資本合計	1,571,166,154	1,385,567,518	1,372,115,925	1,382,806,996	1,382,806,996

営業収益(a)	611,296,374	536,044,482	572,349,318	620,561,607	631,238,489
業務費用(b)	553,282,701	531,700,134	528,620,360	582,260,017	592,201,072
(営業利益)(a)－(b)	58,013,673	4,344,348	43,728,958	38,301,590	39,037,417

	30・31(元)年度	31(元)・2年度	2・3年度	3・4年度	4・5年度
経営資本平均値	1,216,727,441	1,376,576,835	1,303,619,851	1,301,822,139	1,308,918,456

	31(元)年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1 経営資本営業利益率	4.77	0.32	3.35	2.94	2.98
2 経営資本回転率(回)	0.50	0.39	0.44	0.48	0.48
3 売上高営業利益率(%)	9.49	0.81	7.64	6.17	6.18
4 流動比率(%)	227.03	438.78	600.46	691.00	633.83
5 自己資本比率(%)	65.24	75.00	78.24	79.49	81.52
6 固定資産長期資本比率	70.06	69.95	65.13	60.20	57.76

1 経営資本営業利益率	高い方がよく、10%以上が好ましい。日本での全業種平均は4.7%、製造業では5.7%、非製造業で4.4%(平成30年度実績)。
2 経営資本回転率(回)	高いほど良い。全業種平均は0.87回(平成30年度実績)。以前の数値と比べる。
3 売上高営業利益率(%)	高いほど良い。全産業の平均は5.5%(平成30年度実績)
4 流動比率(%)	流動比率が100%以上であれば、短期的な支払能力が支払義務をまかなって余りあるということで、支払余力があると推測することができる。
5 自己資本比率(%)	自己資本比率は一般的に50%前後を超えているとかなり優良、20～30%くらいでもよい印象があるといわれている。中小企業の場合は15%くらいが平均とされている。
6 固定資産長期資本比率	この比率は常に100%以下で、かつ、低いことが望ましい。